

# 医療費控除のご案内

## 医療費控除

医療費控除とは一年間に支払った医療費が10万円（所得金額が200万円未満の場合は所得金額×5%）を超えた場合、確定申告をすることにより**所得税・住民税が還付または軽減される制度**です。**矯正治療・インプラント治療等も医療費控除の対象となります**。大人の矯正治療やインプラント治療を医療費控除として申告する場合には、医師の診断書が必要となる場合がありますので、必要な場合は申し出てください。



## 医療費控除の対象は？

- 子供の矯正治療は、ほぼ問題なく医療費控除の対象になります。
- 大人の場合は、矯正医が診断し医学的に問題がある場合は医療費控除の対象となります(\*美容目的の治療は対象外です)。
- 実際に控除される費用は1.患者さんが**支払った治療費** 2.**通院費** (交通費\*ガソリン代は不可) 3.**治療に必要な医薬品の購入費用**



## 医療費控除の金額の算定方法

1 医療費控除の対象額 = (その年に支払った医療費の総額) - (A) - (B)

(A) : 各種保険による補填金

(B) : 10万円か所得総額の5%の金額のどちらか少ない方の額

2 所得税からの還付額 = 医療費控除の対象額 × あなたの還付率

\*還付額(戻ってくるお金)

課税所得金額	～195万円	～330万円	～695万円	～900万円	～1,800万円	～4,000万円	4,000万円～
還付率	5%	10%	20%	23%	33%	40%	45%

3 住民税からの減税額 = 医療費控除の対象額 × 減税率(0.1)

\*減税率は所得に関係なく一律10%

4 節税額 = 所得税からの還付額 + 住民税からの減税率

たとえば年収500万円の人が50万円の治療を受ける場合、所得税から8万円還付されます。

住民税から4万円減税されます。

つまり**50万円の治療が実質38万円で受けられます**。

詳しいことは国税局のHPでご確認ください→

